

## 第 2 7 江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和 4 年 5 月 1 0 日 (火)

招 集 場 所 江府町役場 2 階多目的室

開 会 午前 9 時 0 0 分 会長宣言

出席 農業委員 ( 1 0 人 ) ・ 農地利用最適化推進委員 ( 5 人 )

1 番	松本 良史	7 番	梅田 茂
2 番	高津 孝司	8 番	遠藤 功
3 番	船越 征子	9 番	奥田 隆範
4 番	加藤 直行	1 0 番	山本 信男
5 番	松原 憲治		
6 番	本高 善久		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員 ( 1 人 ) ・ 農地利用最適化推進委員 ( 0 人 )

1 1 番 長尾 保

職員及び関係者 局 長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第 1 号議案 農用地利用集積計画 (案) について  
第 2 号議案 農用地利用配分計画 (案) について  
第 3 号議案 非農地証明について  
第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9 時 0 0 分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3 番委員 船越 征子

5 番委員 松原 憲治

事務局： 皆さんおはようございます。お忙しいところ総会にお集まりいただきましてありがとうございます。会長さんの進行により第27回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。よろしく願いいたします。

会長： 改めて皆さんおはようございます。本日は農繁期の只中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。このところ晴天続きで農作業も順調にはかどっているのではないかなという風に思いますが、ただ明日ですか、明後日ですか、少しお天気模様が怪しくなる様でございます。さて、先月27日には佐川地区の転用農地の現地確認をお忙しい中皆さんお揃いでご出席を頂きましてありがとうございました、その際は皆さん方から大変貴重なご指摘、ご意見を頂戴いたしました。それを我々としてもしっかり受け止めまして、その後、町当局関係者におきまして慎重に検討を重ねてまいりました。したがって今日第4号議案、5号議案、両案で後ほど提案をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくご審議の程お願いを申し上げます。また次に大きな話で世界を震撼させているウクライナ侵攻による物流の停滞、日米の政策金利の差による円安ドル買い、そう言った状況から国内物価が非常に上昇しております。特に我々農業関係の関係経費全般においても既に高騰しておりまして、今後の農業経営に多大な影響を及ぼすものと懸念をしております。また小麦をはじめとして穀物の輸入も非常に滞っておると言う様な状況にありまして、今まさにこの状況下「自国の食糧は自国で賄う」と言う食糧安全保障の議論を深めて、国民的な合意形成を得る時期ではないかなと、この様に痛感するところでございます。本日は審議事項として第5号議案、5項目提案をさせて頂きます。ご審議の程宜しく願い申し上げ冒頭のご挨拶とさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入らせていただきます。本日の出席委員数は欠席1名でございます。会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので本総会は成立していることを報告いたします。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することに異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員を議席番号3番、船越委員さん、同じく議席番号5番、松原委員さんをお願いをします。尚会議書記は事務局を指名します。それでは日程により報告事項が2点ございますが一括して事務局より説明をお願いします。

事務局： 報告事項の（1）でございます。2ページをご覧ください。電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用と言う事でございます。こちらは町内の4か所に楽天モバイル、コンクリート柱の先に金属の羽の様なものが付いたものを計画しておりまして、面積的には△、△△㎡と言うところでございます。○○、○○○、○○、○○、この案件は町に対しての県が許認可で電気通信と言う事でございますので、基本的にはその様な転用の届出があったという報告でございます。3ページから6ページに該当農地の地図を付けております。続きまして（2）合意解約でございます。7ページをご覧ください。



議 長： はい、以上提案をいたしました。全てが新規案件でございますので、それぞれの地区担当委員さんの方からコメントを求めたいと思います。12ページ申請番号26番、〇〇地区ですが本高委員さんでよろしいでしょうか。

本 高： 失礼いたします。申請番号26番でございますけれども、〇〇さんが受けてやられると言う事で、21ページの図面を見て頂きますと、〇〇から上がって〇〇の手前の通称〇〇〇〇〇の真ん中辺にございます〇〇さんの〇〇〇でございますが、〇〇さんは〇〇から上がって十何年くらい前から〇〇〇の中でも作っておられまして、この度〇〇さんの農地を借りて作られると言う事ですが、時期が△月△日になっていますが前任の受けておられる方が本年度の△月△△日までだった様でして、諸般の事情で手続きが遅れた様でございますが、〇〇〇をされると言う事で聞いております。以上でございます。

議 長： はい、ありがとうございます。申請番号31番、〇〇地区ですが、船越委員さんお願いします。

船 越： 地理的に〇〇〇〇の上になりますけれども、〇〇さん〇〇〇で〇をしに来ていらっしゃいましたけど、高齢になられまして、自宅から距離があるものでしばらくは草刈だけ管理をされていたと言う事がありました。受人の〇〇の〇〇さんですけれども、勤務も長らく〇〇〇の〇〇の〇〇〇に務めておりまして、〇〇にもあたりまして、〇〇〇内ですと〇をしていたんですけれども、△△△沿いなので自作できる〇の周りに〇〇が建って〇〇が作れなくなってしまって去年手放したと言う事で自作地が〇〇になっております。〇〇用の〇〇が作りたいたいと言う話を聞いたもので、近い所にあるし機械類も〇〇で保管できるしと言う様な事で、以前から〇〇作りはしていたので意欲はありますし、勤務のついでにやってみたいなと言う話がありました。

議 長： ありがとうございます。それでは17ページ、申請番号27番、28番〇〇〇、29番〇〇、〇〇〇〇〇の設定ですが、梅田委員さんお世話になれますか。

梅 田： 27番、28番は〇〇〇〇〇〇の案件ですが、近年耕作をされていなくて農地パトロールで指摘がありましたけど、この度〇〇さんが作ってみようかと言う事で、〇〇〇〇〇〇〇を通して借りると言う事です。〇〇はこれまで相対で契約をされていたんですけど、この度間に〇〇〇〇〇〇〇を入れると言う事でした。

議 長： 申請番号30番、〇〇地内ですが、高津委員さんお願いします。

高 津： はい、△筆ある訳ですけども、今まで管理地と言う形で草刈等をされていましたが、この後〇〇〇〇〇〇さんの方に貸付と言う事になります。△月〇で〇〇〇を〇〇されまして時間にも余裕が出来て、今年は〇〇を作りたいと言う事で、今休耕になっているところを〇〇〇にしたいと言う事で申請が上がっています。

議長： 分かりました。以上それぞれについて補足コメントを頂きました。質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 27ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用配分計画（案）についてと言う事で、別添農用地利用配分計画（案）について、意見決定にあたり審議を求めます。28ページから農用地利用配分計画（案）を掲載しております。令和4年度第2号でございまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画案を作成したので提出いたします。29ページにそれぞれの利用配分計画各筆の明細を掲載しております。整理番号1番、権利の設定を受ける者でございまして、〇〇〇の〇〇〇〇〇さんでございまして。先ほどの大字〇〇字〇〇△△△番△の〇でございまして。△、△△△㎡、設定する権利ですが、権利の種類は使用貸借件で利用目的は〇〇でございまして。契約期間が令和△年△月△日から令和△年△△月△△日までの△年△ヶ月間でございます。賃借料につきましては〇〇でございまして。整理番号2番、〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。大字〇〇〇字〇〇△△△番、〇、△△△㎡、同じく〇〇△△△番、〇、△、△△△㎡、同じく〇〇△△△番、〇、△、△△△㎡、同じく〇〇△△△番、〇、△、△△△㎡でございまして。△件ございまして合計が△、△△△㎡でございまして。権利の種類は使用貸借件でございまして、利用目的は〇〇と〇〇でございまして。契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△ヶ月で賃借料につきましては〇〇でございまして。続きまして整理番号3番、〇〇〇の〇〇〇〇〇さんでございまして。大字〇〇字〇〇〇△△△番△の△、同じく〇〇〇△△△番△の△、同じく〇〇〇△△△番△の△、地目は何れも〇でそれぞれの面積が△△△㎡、△△△㎡、△△△㎡の△筆で、合計面積が△、△△△㎡でございまして。権利の種類は使用貸借件でございまして、利用目的は〇〇となっております。契約期間につきましては令和△年△月△日から令和△年△△月△△日までの△年△ヶ月になります。賃借料につきましては〇〇となります。32ページに借受者選定理由書と言う事でそれぞれ掲載をしております。33ページから35ページには賃借権等を受ける者の農業経営の状況等を載せております。以上でございます。

議長： はい、以上提案をいたしました。先ほどの利用集積計画の中間管理権の設定の受けの方でございまして。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。無い様ですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、農用地利用配分計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第3号、非農地証明について提案説明をお願いします。

事務局： はい、36ページをご覧ください。議案第3号、非農地証明の申請について、下記農地に係る非農地証明の可否について決裁を求めます。受番が20番でございます。農地が大宇〇〇字〇〇〇△△△△番△、△△△△番の△筆でございます。地目が〇で地籍は△△㎡、△△㎡の合計△△㎡でございます。転用目的は〇〇です。申請者は〇〇〇〇〇〇△△△△番地△、〇〇〇〇さんです。内容につきましては、昭和△△年頃から農地として利用していないためと言う事でございます。場所につきまして37ページの赤色マーカーで印をしてあるところが該当の農地でございます。以上でございます。

議 長： はい、本件については27日の〇〇の現地確認後地区担当の本高委員さんと竹内推進委員さんに現地確認に行っておいておりますので、コメントがありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。本高委員さん

本 高： 先ほど会長さんが言われた通り4月27日に竹内推進委員さんと西岡事務局長と共に現地を確認しまして、明らかに農地ではないという風に確認をしたところでございます。以上でございます。

議 長： 竹内推進委員さん以上でよろしいですか。

竹 内： はい。

議 長： はい、ありがとうございます。お世話になりました。それでは本件について質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんでしょうか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第3号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。次に議案第4号、5号は先般の〇〇地区の案件でございますので、説明責任を移すために関係者の方に入って頂きますので少しお待ちいただきたいと思っております。それでは議案第4号と5号についてこれから行います。提案説明の前に私の方から皆さん方にお世話になりました4月27日の現地確認後の状況と今回提出に至った経過について、若干冒頭お話をさせていただきます。〇〇地区農地法5条転用譲渡への検討経過について私よりご報告を申し上げます。4月27日皆様との現地確認、私自身対象農地に足を踏み入れまして、隣接住宅との境界線、農業用水路の配置と形状等目視確認を行いまして、特に問題が無い事を認めました。翌4月28日、町当局、本日同席を頂いております〇〇課長、〇〇〇〇課長、〇〇〇長、農業委員会の事務局長と私の5名で、今後の対応策を協議しまして一

定の方向性を決めました。すなわち当初の△筆、△、△△△㎡全域一括申請から○○○敷地△筆、△、△△△㎡と○○○○○△筆、△、△△△㎡の△件の分離申請が妥当ではないかと、この様に判断をいたしました。この分離申請案について農地法上の客観的評価を得るために、5月2日に急遽○○○○○○○の○○事務局長様を江府町役場までお招きをし、指示ご指導を頂きました。併せて農地指標の元締めである鳥取県の○○○○○の方に○○局長より事案紹介を頂きまして、○○○○○からも一定の理解を得る事が出来ました。以上の経過をもって提案をいたします。なお第4号議案と5号議案は関連がある事から一括上程をし、一括審議を行います。採決はもちろん別箇それぞれに行います。以上先ず今までの経過をご案内をし、提案をさせて頂きます。それでは議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、並びに議案第5号、農地法第5条の許可申請について、併せて事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、38ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請が提出されたので審議を求めます。受番21番でございます。大字○○字○○○○△△△番他全部で△筆でございます。合計面積が△、△△△㎡、譲渡人が江府町大字○○△△△番地△、○○○○さん、大字○○△△△番地、○○○○さん、大字○○△△△番地、○○○○さん、譲受人は江府町大字○○△△△△番地△、○○○○でございます。目的は○○○の設置でございます。工期としては令和△年△月の完成を目指したものでございます。詳細につきましては○○○○の方から説明をさせて頂きます。

梅 林： 失礼いたします。資料の41ページをご覧ください。申請地が江府町○○になります。続けて42ページをご覧ください。今現在の○○○○○の○○○○○の図面を付けさせて頂いております。こちらの方は○○と○○、○○○の○○○そういったものを計画しております。続きまして43ページをご覧ください。こちらは用排水系統図と言う事で青い線が主水路、オレンジの点線が排水路となります。特に排水路につきましてはコンクリのしてある部分もありますが一部ない部分もあつたりしますので、その辺につきましてはU字溝の設置をしましてきちんと排水出来る様に考えております。44ページをご覧ください。該当の農地の図面を付けております。続きまして45ページをご覧ください。被害防除計画書であります。道路の方からの高さを見ますと盛り土が必要になると思います。それにつきましては擁護壁を付けさせて頂いたり近隣に居住をされている民家もありますので防護柵の設置も計画をしております。3番目に雨水排水計画とありますが、大雨が降ったりしますと水がかなり出て来ると想定されますので、溜枘の用意もしたと思っておりますしその他で既存排水路の改修、先ほども言いました様にU字溝の設置と言った事も計画をしております。排水路につきましては日野川の方に流れて行くと言う様に今現在なっております。汚水排水計画であります。○○の方は公共下水に接続しておりますので、そちらの方も公共下水に接続をして排水をする様な形で計画をしております。5番目の具体的な被害防除措置と言う事で、擁壁を設けて土砂の流出、雨水の流出が無いように防護すると言う様な事や、集水枘を設けて雨水を排水路に流すと。2番目になりますが、周辺農地への措置、影響を及ぼさないための措置と言う事で、○○等の隣地からの距離を5mから10mあける様にするとか、○○等の高さは約8mです





議長： はい、竹内推進委員

竹内： これは農業委員且つ推進委員が言う事ではないんですけど、地権者さんは確認されました。近隣はこの間も聞いたけどはっきりしていますか。皆さん了解する、しないにしても、〇〇地区の皆さんにきちんと報告をして了解は取ってあるんですか。

梅林： 〇〇〇だけではなく〇〇〇〇〇〇〇〇の方の〇〇の整備の計画がありますので、それも合わせまして、この前ご説明をした様に〇〇の〇〇さんの方にはご説明をさせていただいて、土地の所有者さんの方にも説明をさせて頂きまして、従前の居住をされている方につきましては一回説明はさせて頂いておりますが、具体的に内容のスケジュール等もかなりわかってきたところがありますので、また改めて近隣の居住者さんには説明をさせて頂いて、今月の20日に〇〇集落全戸にこの事業の概要が分かるチラシを配布させて頂いて、その後〇〇集落全体につきまして説明会を開催する予定であります。

竹内： 計画を作ってこれをやる、頭からこれをやるという事を前提にしてされるんでしょ、何でそう言う事をされるんですか。順序が逆でしょう。

宇田川： 計画を立てるときにも集落にきちんと話をしないといけない、

竹内： 当然です。

梅林： 〇〇の役員さんからはご了解を頂いております、もっと具体的にスケジュールが分かってから説明をして下さいと言う事でしたのでこう言う経過になっております。

宇田川： で、近隣の人の同意は取っておられますよね。

梅林： 直ぐ近くの近隣の方は昨年度も説明の方はさせて頂いております。

宇田川： 説明ではなくて同意を取らないと、それが大事でしょ。

梅林： 同意書と言う形で書面は頂いてはおりませんが、ご説明をしたうえでは同意を頂いているところではあります。騒音等の対策につきましては、いろいろと対策はしたいと思っております。

議長： その他いかがでしょうか。前回皆さんからいただいた意見はペーパーに取り纏めてしっかり受け止めさせて頂きました。隣接住宅の承諾同意の件とか、あるいは何はともあれ町の事業なので対象集落の説明、それから広く町民に対しても事前説明が必要ではないかと言う事業そのものの進め方に対する、農業委員会と言うよりも一人の町民としての意見も沢山いただきました。それを踏まえて真摯に受け止めてこの対応策を出したと言う事でございます。地域に対する説明責任については、皆さん方の意見を受けて

町当局の方でも5月20日にチラシを配布するとか、既に〇〇役員の方に報告、説明をし、もう少し具体的になってから改めて説明をして下さいと言う、そういう働きかけも皆さんの意見を踏まえて既に町の方でやって頂いております。したがって今回は農地転用が先行しますけれども、近い将来の全体計画策定に当たっては、基本は町長局と住民代表である議会が審議を尽くして、そして並行して〇〇集落、それから広く町民に対して説明責任を町当局として果たして頂くと言う、そういう流れになるんだろうという風に思っています。したがってご意見も頂きましたので、本件は農地法5条転用案件を満たしていると言う事、必須条件はありませんけれども今議論があった様に、近隣住宅の事前説明と口頭了解は承諾は得ていると言う、こういう事でありますので原案どおり採決を取らせていただきたいと思います。それでは審議を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の委員の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の委員の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。それでは以上議事は終了いたしました。それではその他を事務局長より一括して説明をお願いします。

事務局： 1ページをご覧ください。（1）の次回農業委員会総会は6月8日水曜日、午前9時30分開会と言う事で設定をさせて頂ければと思います。次（2）の農地相談会につきましては、今月5月19日木曜日、午後1時半から午後3時半まで、江府町役場1階相談室1を予定しております。6月につきましては6月16日木曜日、午後1時半から午後3時半、江府町役場1階相談室1で、担当を谷口推進委員さん、竹内推進委員さんをお願いしたいと考えておりますけれども、こちらの日程につきましては毎月第3木曜日に行っておりますが、町報が4月から第3水曜日発行と言う事で、スケジュールに載せたら直近で皆さんの手元に来た時には、農地相談は終わっていると言う様な事が発生するために、5月の町報には5月19日開催と言う事は載せておりません、行政無線だけで告知をさせて頂ければと思います。6月16日の開催については今後の事を考えまして、第4木曜日の開催にさせて頂けないかと言う事務局提案でございました。6月につきましては6月23日の同時刻、午後1時半から午後3時半、役場1階相談室1を予定させていただきたいと希望をしております。よろしく願いいたします。

議長： 以上でよろしいですか。皆さんの方からございませんか。

事務局： どうでしょうか、今後農地相談会は第4木曜日と言う様な事でよろしいでしょうか。

議長： 町報との関係で第4木曜日で良いです。

事務局： その様にさせていただきますのでご了承の程よろしくお願ひします。もう一つ、皆さんのお手元に農地利用最適化交付金の見直しと言う事で、さわりの説明の時間を少しだけ頂ければと思います。(農地利用最適化交付金の見直しについて説明)日を改めて説明会を設定したいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長： これかなりハードルが高くなるんですね。今日は時間がないですから目を通して頂いて、説明会は別途される、農繁期を過ぎてから

事務局： はい、農繁期を過ぎて今月中には行いたいと思います。

議長： 皆さんの方からご意見、ご質問はございませんか。

松原： 事務局の方にお願ひしたいんですが、農業新聞に全国的に下限面積を撤廃するという記事が出ておりました。江府町の場合下限面積の変更はしておりません、全国的にも7割くらいは下限面積を下げているんですが、いろいろと支障があるんでしょうね、例えば移住定住で来られた人が非常に厳しいと言う事もあって、下げると言うかもう撤廃をすると言う話が載っておりましたので、それがいつごろ施行されてどんな足かせがあるか、調べておいて欲しいなと思います。併せて農業委員会に求められるものとして、目標地図を定めなさいと言う様な事が書いてありました。人・農地プランを法定化すると言う事なので、その辺の動きなり情報を調べておいて欲しいと思います。

事務局： 次回に間に合えば説明会と共に勉強会と言う形で

議長： ありがとうございます。その他いかがでしょうか。今日は大変お忙しい中皆さんご出席いただいて慎重に審議をして頂きました。最適化交付金の考え方、松原代理のご質問に対する対応については、農繁期を過ぎてから別途お集りを頂いて周知をさせて頂きたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げまして、本日の総会を閉じさせて頂きます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 3番委員

署名委員 5番委員